

教学二第15号
昭和48年4月16日

各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校職員の通勤手当の運用について（通知）

・最終改正 平成23年1月19日教職第1267号・

学校職員の通勤手当に関する規則（以下「規則」という。）（昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号）の運用について下記のとおり定めたので、昭和48年4月1日（第8条関係第2項については、昭和47年11月1日、第14条関係第3項については、昭和47年4月1日）以降はこれによつて実施してください。

したがつて、これに伴い学校職員の通勤手当の運用について（昭和47年教学二第505号）は、廃止します。

記

第2条関係

- 1 この条の第1号の「勤務学校」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であつて、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であつて、通勤していると認められないときは、この限りでない。
- 2 この条の第3号の「経路の長さ」の測定に当たつては、次に掲げる方法のいずれかにより行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。
 - (1) 国土交通省国土地理院発行の地形図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）等について、キルビメーターを用いて測定する方法
 - (2) 財団法人日本デジタル道路地図協会の地図データベースに基づく電子地図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）について、道路上の2点間距離を経路に沿つて正確に測定できるソフトウェアを用いて測定する方法

第3条関係

- 1 市町村立学校に勤務する職員が兼任により2以上の勤務学校に通勤している場合は、本務校にそれらの通勤の実情を届け出るものとする。
- 2 通勤経路の変更には、勤務学校の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含むものとする。
- 3 負担する運賃等の額の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含むものとする。
- 4 通勤届の様式は、別紙のとおりとする。

なお、県立学校に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例の適用を受ける者の通勤届の様式は、この通知に定める当該様式を、昭和 48 年人委第 733 号（通勤手当の運用について）に定める通勤届の様式とみなし、適用条例等を読み替えて使用するものとする。

5 この条の第 3 項の「総務事務システム」は、総務事務センター所長が所管する情報システムに限るものとする。

第 4 条関係

運賃等の改定（第 15 条関係第 1 項(2)に定める場合に限る。）、規則第 9 条第 2 項の規定による額の改定又は規定改正に伴う確認及び決定は、別紙の運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄により行うか、又は規則第 3 条第 3 項の総務事務システムに所要事項を記録して行うものとする。

第 6 条関係

1 普通交通機関等（この条に規定する普通交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額の算出の基礎となる普通交通機関等の距離については、必ずしも 2 キロメートル以上あることを要せず、2 キロメートル未満であっても、その地域の事情等から普通交通機関等を利用する事が合理的かつ通例であると認められる場合は、その利用する普通交通機関等によることができるものとする。

2 最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等が 2 以上ある場合は、職員からの届出による普通交通機関等によるものとする。

第 7 条関係

日を異にして 2 以上の通勤の方法を用いている場合の取扱いについては、その方法が最も経済的かつ合理的と認められるものであるときは、その者が主として用いている通勤の方法によることができるものとする。

第 8 条関係

1 この条の第 1 項第 2 号の「交替制勤務に従事する職員等」とは、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 21 回である職員と異なる職員及び兼任により 2 以上の勤務学校に通勤している職員をいい、これらの職員の平均 1 箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を 12 で除して得た数とする。この場合において 1 位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 下総利根大橋を利用する職員の運賃等相当額の算出においては、その使用する自動車等の区分に応じてそれぞれの利用料金（自動車にあつては、小型乗用自動車の利用料金を限度とする。）を基礎として、この条の第 1 項第 2 号の規定を適用するものとする。

第 8 条の 2 関係

平均 1 箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を 12 で除して得た数とする。

第 9 条関係

1 この条の第 2 項の「前年の 1 月から 12 までの期間における埼玉県内のガソリンの小売価格」とは、総務省が行う 1 月次から 12 月次までの「小売物価統計調査」の「第 1 表 主要品目の都市別小売価格」におけるレギュラーガソリンの小売価格に係る統

計のうち埼玉県内の各都市において示す額をそれぞれの月次ごとに加重平均して得た額の合計額を 12 で除した額の 10 円未満を四捨五入して得た額とする。

- 2 この条の第 2 項に規定する額は、前項により算出した額を 10 で除して得た額に 1 箇月当たりの平均通勤所要回数を 21 回分として 42 を乗じた額の 10 円未満を四捨五入して得た額とする。

第 10 条関係

- 1 この条の第 1 号の「通勤が困難であると教育委員会が認める職員」とは、同号に定める新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が 90 分以上である職員とする。
- 2 この条の第 1 号の通勤時間の短縮は、同号に定める新幹線鉄道等の 1 の利用区間の距離がそれぞれ 40 キロメートル以上であるものを利用することにより得られる場合に限る。
- 3 この条の第 2 号の「通勤が困難であると教育委員会が認める職員」とは、高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び通勤事情等に照らして第 1 項に相当する程度に通勤が困難である職員とする。

第 11 条関係

規則第 12 条の 3 第 1 項第 1 号ただし書に該当する場合における学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 33 号。以下「条例」という。）第 9 条の 5 第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（以下「特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）は、通用期間が支給単位期間（同条第 6 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である特別料金等の額が含まれた定期券（規則第 4 条に規定する定期券をいう。以下同じ。）の価額と通用期間が当該支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の 2 分の 1 に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤 21 回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤 21 回分の運賃等の額との差額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第 11 条の 2 関係

この条の第 2 項の「その際支給する」とは、支給の事由が生じた日以後において計理上処理できる限りすみやかに支給することをいう。

第 12 条関係

- 1 新たに給料表の適用を受けることとなつた者又は学校を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する学校への勤務を開始すべきこととされる日に条例第 9 条の 5 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至つた日として取り扱い、この条の第 1 項の規定による支給の開始又はこの条の第 2 項の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 2 この条の第 1 項の「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（学校職員の扶養手当の運用について（昭和 61 年 6 月 6 日付け教高第 450 号）条例第 9 条及び規則第 3 条関係第 2 項）の例によるものとする。
- 3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合」とは、通勤経

路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは埼玉県内のガソリンの小売価格に変更があつたことにより、普通交通機関等に係る通勤手当にあつては条例第9条の5第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等に係る通勤手当にあつては同項第2号ロに規定する加算額、新幹線鉄道等に係る通勤手当にあつては同条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が改定されることとなつた場合等をいう。

4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給されている場合（第4項又は第5項に該当する場合を除く。）において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

5 規則第11条の2第3項第2号に定める通勤手当を支給されている場合において、同号に定める期間中に当該通勤手当に係る規則第9条第2項の規定による額が改定されたとき（以下「自動車等加算額改定」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

(1) 自動車等加算額改定の前の通勤手当の額を規則第11条の2第3項第2号に定める期間の月数で除して得た額（以下「改定前手当月額」という。）が75,000円未満のとき又は改定前手当月額が75,000円の場合において自動車等加算額改定により1箇月当たりの運賃等相当額が75,000円未満になつたとき 当該自動車等加算額改定の日

(2) 改定前手当月額が75,000円のとき ((1)に掲げるときを除く。) 当該期間に係る最後の月の末日

6 規則第11条の2第3項第3号に定める通勤手当を支給されている場合において、同号に定める期間中に当該通勤手当に係る新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、当該期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

第12条の2関係

1 この条の第2項第1号に規定する事由発生月（以下「事由発生月」という。）が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号に規定する払戻金相当額（第3項において「払戻金相当額」という。）又はこの条の第3項第1号に規定する払戻金2分の1相当額（第5項において「払戻金2分の1相当額」という。）が0となる場合におけるこれらの規定に定める額は、0となる。

2 この条の第2項第1号の「教育委員会の定める月」は、次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれに定める月とする。

(1) この条の第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）

(2) この条の第1項第2号に掲げる事由（規則第9条第2項の規定による額に変更があつた場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額が5万5千円を超えることと

なる場合に限る。) 通勤手当の額が改定される月の前月

- (3) この条の第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- (4) この条の第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月)
- (5) この条の第1項第5号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)

3 規則第12条の3第1項第1号ただし書に該当する場合における普通交通機関等についての払戻金相当額は、距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

4 この条の第2項第2号ロの「教育委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額(規則第11条の2第3項第1号又は第2号に定める期間(以下この項において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

- (1) 規則第11条の2第3項第1号又は第2号に定める期間(以下この項において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
- (2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号ロに規定する月数(次号において「残月数」という。)を乗じて得た額
- (3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る給与条例第9条の5第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

5 規則第12条の3第1項第1号ただし書に該当する場合における新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額は、特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と第3項の額との差額の2分の1に相当する額とする。

6 この条の第3項第2号ロの「教育委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 規則第11条の2第3項第3号に定める期間(以下(2)において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額
- (2) 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額にこの条の第3項第2号ロに規定する月数を乗じて得た額

7 この条の第四項の規定により事由発生月以降に支給される給与からこの条の第2項及び第3項に定める額を差し引く場合には、通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項及び第3項に定める額に満たない場合に

は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。

第 12 条の 3 関係

- 1 この条の第 2 項第 5 号の「教育委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
 - (1) 長期間の研修等のための旅行をしている場合であつて、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第 2 条第 1 号の「勤務学校」とされているときにおける当該研修等の終了
 - (2) この条の第 2 項第 1 号から第 4 号まで又は(1)の事由に準ずるものとして教育委員会が定める事由
- 2 前項(1)に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第 2 項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、当該研修等の終了する日の属する月の前月（その日が月の末日である場合にあつては、その日の属する月）とする。

第 12 条の 5 関係

この条の第 2 項の「教育委員会が定める額」は、次のいずれかに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 2 万円以下であった場合 その者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、従前の通勤手当に係る使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額にこの条の第 1 項に定める期間の月数を乗じて得た額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が 2 万円を超えていた場合 2 万円にこの条の第 1 項に定める期間の月数を乗じて得た額

第 15 条関係

- 1 運賃等の改定が行われた場合における通勤手当の取扱いについては、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 運賃等の改定を行つた交通機関等によつて通勤手当の額が算出されている職員に支給する通勤手当の額は、引き続き当該交通機関等によつて通勤手当の額を算出することとなる限り、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれに定める月から改定後の運賃等の額を基礎として算出したものによるものとする。
 - イ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等に係る通勤手当（ハ及びニに係るものを除く。） 当該通勤手当にかかる支給単位期間（規則第 11 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める通勤手当を支給されている場合にあつては、当該各号に定める期間）に係る最後の月の翌月
 - ロ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等に係る通勤手当（ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該交通機関等の運賃等の改定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
 - ハ 規則第 11 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる通勤手当 第 12 条関係第 4 項に掲げる区分に応じ、当該区分に定める日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
 - ニ 規則第 11 条の 2 第 3 項第 3 号に掲げる通勤手当 同号に定める期間に係る最

後の月の翌月

- (2) (1)の場合において、運賃等の改定に係る届出については、認定権者において、正規の届出を待つまでもなく届出の目的を達しうると認めるときは、その届出に代わる適宜な措置をもつて、正規の届出があつたものとして取り扱うことを妨げないものとする。
- 2 自動車等を使用して通勤する場合において、道路が一方通行等となつているため、往路と帰路の通勤距離が異なるときの自動車等の使用距離及び支給額の算出は、往路と帰路の距離を合算した距離の2分の1の距離をもつて自動車等の使用距離とし、当該使用距離に応じた支給額によるものとする。
- 3 通勤届は、当分の間、従前の様式のものによることができる。この場合において、通勤届に記入すべき事項のうち従前の様式には該当欄等が設けられていない事項については、適宜の方法により記入するものとする。

別紙

通勤届

様	平成	年	月	日提出				
勤務学校名								
所在地								
職名・氏名	印							
住居								
学校職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。								
順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考	
1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分		円		
2		から() まで	. km	時間 分		円		
3		から() まで	. km	時間 分		円		
4		から() まで	. km	時間 分		円		
5		から() まで	. km	時間 分		円		
6		から() まで	. km	時間 分		円		
他に利用できる 交通機関等の名称 及び利用区間等						総通勤距離	km	
						総所要時間	時間 分	

通勤経路の略図（経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨記入すること。）

【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	備考		
1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分			
2		から() まで	. km	時間 分			
3		から() まで	. km	時間 分			
4		から() まで	. km	時間 分			
5		から() まで	. km	時間 分			
6		から() まで	. km	時間 分			
他に利用できる 交通機関等の名称 及び利用区間等						総通勤距離	km
						総所要時間	時間 分

記入上の注意

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一について□にレ印を付する。
- 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒步、自転車、○○線、○○新幹線等の別を記入する。
- 4 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、11枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、11枚綴回数券の額等乗車券に応する額を記入する。
- 6 往路と復路が異なる場合は、「備考欄」にその旨と理由を記入する。
- 7 通勤経路の略図（経路朱線）は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
- 8 新幹線鉄道等を利用している者は、下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。

(裏面)

氏名
職員番号

確認及び決定欄				年	月	日	受理	
普通交通機関等利用者	算出の基礎となる定期券回数券その他の別	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考
	順路	普通交通機関等の名称	利用区間		(円 箇月)	円	平成 年 月から	
	1				(円 箇月)	円	平成 年 月から	
	2				(円 箇月)	円	平成 年 月から	
	3				(円 箇月)	円	平成 年 月から	
4				(円 箇月)	円	平成 年 月から		
自動車等の額 (自動車等の使用距離 . km) (加算額 円)				円				
普通交通機関等と自動車等の合計額				円 [1箇月当たりの運賃等相当額の合計額]				
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき				{ 55,000 + () } × [篇月] = (差額 2分の 1相当額 (20,000円が限度) 円)				
新幹線鉄道等利用者	算出の基礎となる定期券回数券その他の別	定期券回数券その他の別	特別料金等の額の算出基礎	特別料金等 2分の 1相当額	1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額	新幹線鉄道等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考
	順路	新幹線鉄道等の名称	利用区間		(円 箇月)	円	平成 年 月から	
	1				(円 箇月)	円	平成 年 月から	
	2				(円 箇月)	円	平成 年 月から	
	1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額				円			
1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額が 20,000円を超えるとき				円 [20,000 × [篇月] =]				
条例第9条の5第1項□該当 (□規則第5条:歩行困難) □第1号:交通機関 □第2号:自動車等使用 (□規則第8条の2(通勤所要回数回)) □第3号:併用 (□規則第8条の2(通勤所要回数回)) 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号 条例第9条の5第1項□非該当 (理由:) □条例第9条の5第3項該当:新幹線鉄道等利用 (□:往復 □:片道)				備考				
学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 職名				取扱者				
年 月 日 氏名				取扱者認印				
運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄								
□運賃等改定 □規定改正 年 月 日適用				自動車等				
□支給単位期間変更				年 月適用 加算額 円 円 55,000円を超えるとき 円				
普通交通機関等				取扱者				
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月(結果:)			
1		(円 箇月)	円	から				
2		(円 箇月)	円	から				
3		(円 箇月)	円	から				
4		(円 箇月)	円	から				
自動車等 (. km) 円				年 月適用 加算額 円 円 55,000円を超えるとき 円				
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円				取扱者				
1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき				取扱者				
新幹線鉄道等				取扱者				
順路	定期券等の別	特別料金等 2分の 1相当額	1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月(結果:)			
1		(円 箇月)	円	年 月から				
2		(円 箇月)	円	年 月から				
1箇月当たりの特別料金等 2分の 1相当額が 20,000円を超えるとき				取扱者				
□返納 □返納事由(規則第12条の2第1項):				取扱者				
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等) 払戻金相当額(払戻金1/2相当額)の算出基礎				払戻金相当額(払戻金1/2)	払戻金相当額(払戻金1/2)	事由発生年月		
1				円	年 月			
2				円	年 月			
3				円	年 月			
4				円	年 月			
平成 年 月 日決定				取扱者				
備考:				取扱者				
				取扱者				